

我孫子市
パートナーシップ・
ファミリーシップ届出制度
ガイドブック

我孫子市マスコットキャラクター手賀沼のうなぎさん ▶



我孫子市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度とは

性別等にかかわらず、お互いを人生のパートナーとして、相互に尊重し、日常生活において協力し合うことを約束したお二人が、パートナーシップの関係にあることを市に届け出ることができる制度です。

また、お二人にお子さんや親がいる場合、あわせてファミリーシップの届出もすることができます。

この制度は、婚姻制度と異なり、法律上の効果が生じるものではありませんが、我孫子市男女共同参画条例の基本的考え方に基づき、全ての人の人権が尊重され、多様な価値観を認め合う社会の実現を目指し行うものです。

パートナーシップ

お互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活で協力し合うことを約束した二人の関係をいいます。

ファミリーシップ

パートナーシップにある二人と、それぞれまたはいずれか一方のお子さんや親が家族としてそれぞれ尊重し、日常生活で協力し合う関係をいいます。

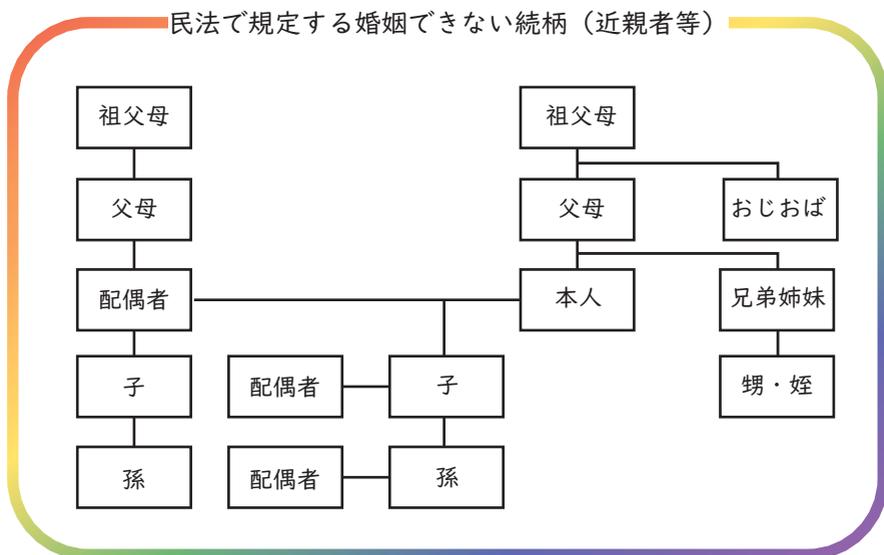
目次

1 制度を利用できる方	4
2 届出に必要な書類	5
3 届出の流れ	6
4 交付書類	7
5 証明カードの再交付	7
6 記載事項の変更	8
7 証明カードから氏名を削除したい(ファミリーシップ対象者)	8
8 証明カードの返還	9
9 届出の無効	9
10 Q&A	10

I 制度を利用できる方

次の全てに該当する方が、届出をすることができます。

- 成年であること
- 双方または一方が我孫子市民か、または3か月以内に我孫子市へ転入予定であること
- 配偶者がいないこと
- 他の方とパートナーシップの関係にないこと
- 民法で規定する婚姻できない続柄（近親者等）でないこと（下図参照）
 - ただし、養親子間のうち、同性間でパートナーシップの関係にある場合は届出をすることができます。
- ファミリーシップの届出の場合、双方又は一方に子や親がいること
 - ファミリーシップ対象者が15歳以上の場合は、届出書に対象者本人の署名が必要になります。



- 通称名を使用することができます。
- 同性パートナー、異性パートナーいずれの方も届出をすることができます。

2 届出に必要な書類

届出書等の様式は、市民協働推進課の窓口で配布しています。
また、市のホームページからダウンロードもできます。



▲市HP

■ パートナーシップ・ファミリーシップ届出書（様式第1号）

■ 住民票の写し

- 届出書に記載する全員のもの
- 届出日前3か月以内に発行されたもの

■ 独身であることを証明する書類

- 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等
- 届出日前3か月以内に発行されたもの

■ 本人確認書類

- 運転免許証やマイナンバーカード、旅券（パスポート）等

本人確認に必要な証明の例		「氏名及び住所」または「氏名及び生年月日」が確認できるものであることが前提です。
1枚の提示で 足りるもの（例）	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・マイナンバーカード （写真付き住民基本台帳カード） ・旅券（パスポート） ・海技免状 ・小型船舶操縦免許証 ・電気工事士免状 ・宅地建物取引士証 	<ul style="list-style-type: none"> ・教習資格認定証 ・船員手帳 ・戦傷病者手帳 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・在留カードまたは特別永住者証明書 ・国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書 等
2枚以上の提示 が必要なもの （例）	<ul style="list-style-type: none"> ・写真の貼付のない住民基本台帳カード ・健康保険証、介護保険の被保険者証 	<ul style="list-style-type: none"> ・年金手帳 ・年金証書 等 <p>※学生証、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの</p> <p>※国または地方公共団体が発行した資格証明書のうち写真付きのもの（「1枚の提示で足りるもの（例）」に掲げる書類を除く） 等</p> <p>※の書類のみが2枚以上あっても確認できません。上段の証明（写真の貼付のない住民基本台帳カード等）と組み合わせて提示してください。</p>

■ ファミリーシップの届出をする場合、子や親であることを証明する書類

- 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等
- ファミリーシップ対象者が15歳以上であれば、届出書に本人が記入（自署）してください。

■ 通称名を使用する場合、日常生活で使用していることが確認できる書類

- 郵便物、名刺、社員証等
- 証明カード表面氏名欄に通称名を使用することができます。その場合、証明カード裏面に戸籍名を記載します。

3 届出の流れ

I 必要書類の用意(5ページ参照)

- 5ページを参考に必要書類をご用意ください。

II 届出日時の予約

- 届出希望日の原則6開庁日前(土・日・祝日及び年末年始を除く)までに、電話または「ちば電子申請サービス」で来庁予約をしてください。

- **電話** 市民協働推進課男女共同参画室(04-7185-1752)
受付時間:8:30~17:00(土・日・祝日及び年末年始を除く)
- **ちば電子申請サービス**(右QRコードの市のホームページから)
メンテナンス時を除き、原則24時間利用できます。



市HP

III 届出書の提出

- 予約した日時に、必要書類をお持ちのうえ、お二人でご来庁ください。
- 職員が本人確認を行い、必要書類と届出要件を満たしているかを確認します。

IV 証明カードの交付

- 双方または一方が我孫子市民である場合
 - 証明カードを後日交付します。
- 我孫子市に転入予定の場合
 - 証明カードの代わりに、**転入予定受付票**を後日交付します。
 - 転入をした日から14日以内に、市内に転入したことが確認できるものを添えて転入予定受付票と**パートナーシップ・ファミリーシップ転入完了申出書(様式第4号)**を提出してください。転入完了確認後、証明カードを後日交付します。
- 証明カード・転入予定受付票の交付方法
 - 証明カード、転入予定受付票とも交付までに1週間程度かかります。
 - 郵送と窓口でのお受け取りの2つの方法があります。
 - 窓口でのお受け取りを希望する場合は、届出時に交付日を調整します。
 - 郵送を希望する場合は、**返信用封筒(宛名記入・切手貼付済み)**を、届出時に持参してください。

4 交付書類

届出が受理された場合、証明カードを発行し、パートナーのお二人に、それぞれ1部交付します。

第 _____ 号
我孫子市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード
我孫子市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱に基づき届出がされ、これを受理したことを証明します。
届出日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 交付日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
本人 _____ パートナー _____
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生
住所 我孫子市 _____
我孫子市長 _____ 印

【このカードを提示された方へ】
このカードは、人生のパートナーや家族であることを市に届出をし、受理されたことを証明するものです。届出によって法律上の効果が生ずるものではありませんが、この趣旨を十分にご理解いただき、ご協力くださるようお願いいたします。
なお、この制度を利用していることについて、本人の同意なく第三者に情報提供しないようお願いいたします。

戸籍上の氏名(通称名も使用している場合)
本人 _____ パートナー _____

ファミリーシップ対象者

5 証明カードの再交付

証明カードを紛失、毀損、汚損した場合、再交付を申請することができます。

■ 必要書類の用意

- パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード再交付申請書(様式第5号)
- 来庁者の本人確認書類(5ページ参照)
- 交付済みの証明カード(毀損、破損の場合のみ)

■ 再交付の申請

- 郵送または来庁で申請ができます。
- 郵送の場合、「再交付申請書(様式第5号)」の「1 窓口に来た者」に記載する方の本人確認書類の写しを同封してください。

郵送先 〒270-1192 我孫子市我孫子1858番地
我孫子市役所市民協働推進課男女共同参画室 宛

- 来庁の場合、必要書類をお持ちのうえ、市役所市民協働推進課窓口までお越しください。
- お一人での手続きも可能です。代理人による手続きはできません。
- 個室をご希望の場合は、来庁希望日の6開庁日前までに、電話またはちば電子申請サービスで来庁予約をしてください。(6ページ参照)

■ 証明カードの再交付

- 証明カードを後日再交付します。
- 交付方法は郵送または窓口でのお受け取りになります。郵送を希望する場合は、**返信用封筒(宛名記入・切手貼付済み)**を申請時に同封または持参してください。

6 記載事項の変更

住所など、証明カードの内容に変更があった場合、記載事項変更届を提出してください。

■ 必要書類の用意

- パートナーシップ・ファミリーシップ届出記載事項変更届(様式第6号)
- 変更の事実が分かる書類
- 来庁者の本人確認書類(5ページ参照)
- 交付済みの証明カード

■ 変更届の提出

- 郵送または来庁で申請ができます。
- 郵送の場合、「記載事項変更届(様式第6号)」の「1 窓口に来た者」に記載する方の本人確認書類の写しを同封してください。

郵送先 〒270-1192 我孫子市我孫子1858番地

我孫子市役所市民協働推進課男女共同参画室 宛

- 来庁の場合、必要書類をお持ちのうえ、市役所市民協働推進課窓口までお越しください。
- お一人での手続きも可能です。代理人による手続きはできません。
- 個室をご希望の場合は、来庁希望日の6開庁日前までに、電話またはちば電子申請サービスで来庁予約をしてください。(6ページ参照)

■ 証明カードの再交付

- 証明カードを後日再交付します。
- 交付方法は郵送または窓口でのお受け取りになります。郵送を希望する場合は、**返信用封筒(宛名記入・切手貼付済み)**を届出時に同封または持参してください。

7 証明カードから氏名を削除したい(ファミリーシップ対象者)

ファミリーとして証明カード裏面に氏名が記載されている方で、証明カードから自身の氏名を削除したい場合、ファミリーシップ届出に関する申立書を提出してください。

■ 必要書類の用意

- ファミリーシップ届出に関する申立書(様式第7号)
- 来庁者の本人確認書類(5ページ参照)
- 交付済みの証明カード

■ 申立書の提出

- 必要書類をお持ちのうえ、市役所市民協働推進課窓口までお越しください。
- 申立人お一人での手続きも可能です。代理人や郵送による手続きはできません。
- 個室をご希望の場合は、来庁希望日の6開庁日前までに、電話またはちば電子申請サービスで来庁予約をしてください。(6ページ参照)

■ 証明カードの再交付

- 証明カードを後日再交付します。
- 交付方法は郵送または窓口でのお受け取りになります。郵送を希望する場合は、**返信用封筒(宛名記入・切手貼付済み)**を申立時に同封または持参してください。

8 証明カードの返還

次の場合、返還届を提出し、証明カードを返還してください。なお、どちらかがお亡くなりになったときは証明カードの返還が必要ですが、ファミリーシップの届出を行っている場合は、ファミリーシップを継続することができます。詳細については、ご相談ください。

- パートナーシップを解消したとき
- お二人とも市外に転出したとき
- どちらかがお亡くなりになったとき
- 市が規定する対象者の要件を満たさなくなったとき(4ページ参照)

■ 必要書類の用意

- パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード返還届(様式第8号)
- 来庁者の本人確認書類(5ページ参照)
- 交付済みの証明カード

■ 変更届の提出(証明カードの返還)

- 必要書類をお持ちのうえ、市役所へお越しください。
- お一人での手続きも可能です。代理人や郵送による手続きはできません。
- 個室をご希望の場合は、来庁希望日の6開庁日前までに、電話またはちば電子申請サービスで来庁予約をしてください。(6ページ参照)

9 届出の無効

次の場合、届出を無効とします。無効となった場合、証明カードを返還してください。なお、必要があると認められる場合は、無効となった証明カードの交付番号を市のホームページで公表することがあります。

- お二人にパートナーシップを形成する意思がないと認められたとき
- 不正な手段により証明カードの交付を受けたとき
- 証明カードを不正に利用したとき
- 市が規定する対象者の要件を満たさなくなったと認められるとき

1 Q 制度の利用に費用はかかりますか？

A 制度の利用や証明カードの交付に費用はかかりません。ただし、届出の際に提出する必要書類の交付手数料等は自己負担となります。

2 Q 申請書類はどこで入手できますか？

A 市民協働推進課の窓口または市のホームページで入手できます。

3 Q 制度の利用に際して、通称名は使用できますか？

A 使用できます。日常生活で通称名を使用していることが確認できる書類（郵便物、名刺、社員証等）を届出時に提示してください。

4 Q プライバシーは守られますか？

A 各種手続の際は、希望により個室を用意します。

また、本人確認を行うための身分証明書の提示を求めるとを徹底します。さらに、市職員においても、プライバシーに関して守秘義務を徹底します。

5 Q 同性同士のパートナーしか届出をすることはできませんか？

A 同性・異性を問わず、要件を満たしていれば届出ができます。ただし、お二人に婚姻に準じた意思があることが必要です。

6 Q 外国籍の場合も届出ができますか？

A 外国籍の方も届出ができます。届出に必要な書類として、大使館又は領事館が発行する婚姻要件具備証明書（届出日以前3か月以内に発行されたもの）等の独身を証明できる書類に日本語訳を添えて提出してください。

7 Q 養子縁組をしている場合は届出をすることはできますか？

A 同性同士でパートナーシップの関係に基づく養子縁組の場合は届出ができます。

8 Q 我孫子市に住んでいなくても届出をすることはできますか？

A お二人又は一方が市内に転入予定であれば届出ができます。（6ページ参照）

9 Q 同居していなくても届出をすることはできますか？

A 同居していなくても届出は可能です。

- 10 Q 自署できない場合は、代筆してもらうことは可能ですか？
A 届出書に自署することができない場合は、代筆が可能です。
- 11 Q 届出書等必要書類を郵送し証明カードを郵送してもらうことはできますか？
A 郵送での届出はできませんが、証明カードの交付については郵送も可能です。なお、証明カードの再交付と記載事項の変更については、郵送での手続きが可能です。
- 12 Q 証明カードはすぐにもらえますか？
A 要件確認や証明カードの作成に時間を要するため即日交付はできませんので、ご了承ください。
- 13 Q 市外に転出するときはどうすればいいですか？
A 転出によりお二人とも我孫子市民でなくなる場合、対象者の要件を満たさなくなりますので、返還届を提出するとともに、証明カードを返還してください。(9ページ参照)
お二人のうちどちらか一方のみが我孫子市から転出する場合は、記載事項変更の手続きをしてください。(8ページ参照)
- 14 Q なりすましや偽造等の悪用をされることはないでしょうか？
A 届出をする際には、独身であることを証明する書類(戸籍謄本、独身証明書等)の提出と本人確認を行うための身分証明書の提示を求めることで、なりすまし等を防止します。
また、届出の要件に該当しないことが判明した場合は、当該届出を無効とし、証明カードの返還を求めます。
なお、必要があると認められる場合は、無効となった証明カードの交付番号をホームページ上で公表します。
- 15 Q 届出をすることでどのようなサービスを受けられますか？
A 市の一部の手続やサービスについて、届出をされた方が利用可能になるものや手続が円滑に行われるものがあります。
また、民間事業者の中にも、一定の要件を満たしていれば証明カードを提示することで受けられるサービスに対応している事業者があります。

手賀沼のうなきちさんもレインボーフラッグで応援！

レインボーフラッグ

6色のレインボーフラッグ
(赤・オレンジ・黄・緑・青・紫)
は、性的少数者の尊厳を象
徴しており、当事者支援・連
帯の気持ちを表しています。



本制度に関する市ホームページ ▶



令和7年2月1日発行
我孫子市役所市民協働推進課男女共同参画室
TEL:04-7185-1752